

長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務

(2) 目的

本業務は、市が担うマイナンバーカード関連窓口業務について、適正かつ円滑に行うため、マイナンバーカード交付等の関係業務を一体的に民間事業者へ委託することにより、業務の効率化と良質な市民サービスの提供を図るものである。

(3) 委託業務内容

委託業務の主な内容は次のとおりとし、その詳細は仕様書によるものとする。

ア 電話対応業務

イ カード関連窓口業務

ウ 健康保険証利用申込等支援業務

エ カード関連事務処理業務

※ 詳細については、別添の長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務委託仕様書(案)のとおりとする。なお、仕様書(案)は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した事業者と別途調整を行うものである。

(4) 業務委託期間

契約日から令和8年1月31日まで

窓口業務開始は令和7年2月初旬を想定しているが、具体的な窓口業務開始日については受託者と別途協議する。契約日から窓口業務開始日までは準備期間とし、委託料の支払いは行わない。

(5) 提案上限額

本業務の提案上限額は、45,900,000円(取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む)の範囲内とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者(提案者になろうとする者)は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 長岡京市契約規則(昭和47年規則第27号)第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと
- (3) 長岡京市契約規則(昭和55年1月16日規則第2号)第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者

- (4) 長岡京市暴力団排除条例（平成 24 年長岡京市条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者でないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること
- (7) 市区町村において、マイナンバーカードの交付前設定及び窓口受付業務並びにこれらに類似する業務等を請け負った実績を令和 3 年度以降に有すること。ただし、マイナンバーカード申請サポート業務及びマイナポイント申込サポート業務のみの請負を除く。

3 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

4 スケジュール

公募期間（参加表明書及び企画提案書の提出期間）	令和 6 年 9 月 26 日（木）から 令和 6 年 10 月 24 日（木）まで
質問の受付	令和 6 年 9 月 26 日（木）から 令和 6 年 10 月 2 日（水）まで
質問の回答	令和 6 年 10 月 8 日（火） ※ホームページに掲載
一次審査（企画提案書の書類審査）の結果及びプレゼンテーション出席要請の通知	令和 6 年 11 月 7 日（木） ※メールにて送信後、文書でも通知する。

二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年11月14日(木)(予定)
二次審査の結果通知	令和6年11月20日(水)(予定) ※メールにて送信後、文書でも通知する。
契約手続	令和6年12月上旬

5 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年9月26日(木)から令和6年10月2日(水)午後5時まで(土曜・日曜・祝祭日を除く)。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(2) 提出方法及び提出先

ア 方法 任意様式で下記まで持参、電子メールまたは、郵送により提出すること(必ず事業者名を明記すること。持参以外による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと。ファクシミリによるものは受け付けない。)

イ 提出先 長岡京市役所市民課住民記録係

住所：〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

メールアドレス：shimin@city.nagaokakyo.lg.jp

電話：075-955-9557

(3) 回答

各事業者からの質問をとりまとめ、令和6年10月8日(火)に長岡京市ホームページに掲載する。

6 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 参加表明書

ア 提出書類(各1部)

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社等の事業概要がわかる資料(任意様式)

(ウ) マイナンバーカード関連窓口業務並びにこれらに類似する業務等の受託実績書(様式2)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類((ア)は1部。(イ)及び(ウ)は7部)

(ア) 企画提案書提出届(様式第3号)

(イ) 企画提案書(任意様式)

(ウ) (イ)を補足する資料(提出は任意)

(3) 受付期間

令和6年9月26日(木)から令和6年10月24日(木)午後5時まで(土曜・日曜・

祝祭日を除く)。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(4) 提出方法及び提出先

ア 方法 下記まで持参又は郵送により提出すること（郵送による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと。電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。）

イ 提出先 長岡京市役所市民課住民記録係

住所：〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

電話：075-955-9557

7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、マイナンバーカード関連窓口業務について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案は別紙仕様書に示す参考数値を基に、本市における現状と課題を踏まえ、マイナンバーカード関連窓口業務の効率化と良質な市民サービスを実現するにあたり効果的な業務の提案を受けるものである。なお、企画提案書は任意様式とし、文字サイズは11ポイント以上で、次の事項を明記すること。

- ・事業者の概要
- ・事業者がこれまでに手掛けたマイナンバーカード関連窓口業務の実績とその効果
- ・本市におけるマイナンバーカード関連窓口の業務計画
- ・業務開始までのスケジュール
- ・人員配置計画
- ・マイナンバーカード関連窓口の混雑緩和方法
- ・窓口対応の考え方、市との連携方法
- ・業務従事者の質、精度向上に資する研修計画
- ・マイナンバーカードの取得促進に向けた方策及び効果的な発信方法
- ・別添仕様書案及び本提案における参考見積額

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

8 企画提案書を特定するための方法

企画提案書を特定するため一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。審査にあたっては、長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務に係る企画競争方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、次の長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務に係る評価基準（以下「評価基準」という。）により審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 企画提案の評価項目及び配点等は、次のとおり

長岡京市マイナンバーカード関連窓口業務に係る評価基準（100点満点）

評価項目	評価の着目点	配点
提案事業者の概要・実績	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	10
	これまでに手掛けたマイナンバーカード関連窓口業務の受注実績とその効果	10
企画提案全般	業務目的を的確に把握した計画か	10
	本市の要請する内容を満たしているか	5
	現状の課題を適切に理解し、その対応方針について、具体的かつ適切に示されているか	5
実施体制と品質管理	各業務のマニュアル化・効率化に関する考え方について	5
	業務が確実に履行され、窓口の混雑緩和が図られるための人員配置に関する考え方と計画について	15
	統括責任者をはじめ業務従事者の技能やコミュニケーション力に関する考え方について	10
	業務従事者の質、精度向上に資する研修計画について	20
	マイナンバーカードの取得促進に向けた方策及び効果的な発信方法に関する提案・アイデアに具体性があるか	10
参考見積額	本業務の提案価格（参考見積金額）について ※実施要領記載の提案上限額を超えていないかを確認する。	数値化（評価）しない

イ 提案者が多数の場合、審査委員会が上記評価基準により上位3者から4者程度を二次審査対象者として選定する。選定しなかったものについては、特定しない。

ウ 審査結果については、電子メール及び書面にて通知する。

エ プロポーザルの参加者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は、選定しない。なお、プロポーザルの参加者の公表は、「長岡京市入札及び契約等に関する公表基準」に準じて行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 一次審査において選定されたもの（以下「選定者」という。）は以下のとおり二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

(ア) 実施場所 事務局が指定する場所

(イ) 実施日 令和6年11月14日（木）（予定）

(ウ) 開始時間 選定者に別途通知

(エ) 時間配分 プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、その後、10分程度の

質疑応答を行う。

(オ) 出席者 本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は3名までとする。予定担当者は必ず出席すること。

(カ) その他 プレゼンテーションで使用する機材はすべて説明者で準備すること。ただし、電源、スクリーンについては、本市で用意する。

イ 二次審査で使用する資料は、一次審査において提出されたものとする。

ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについては、この限りではない。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは審査委員会が行い、庶務担当者及び関係者が同席する。

オ 二次審査の評価は、プレゼンテーション及びヒアリングをふまえ、上記の評価基準により行う。

カ 審査委員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高いものを特定する。なお、総合評価点の同じものが2者あるときは、各審査委員の評価項目「実施体制と品質管理」の点数の合計が高いものを特定する。

9 企画提案書の特定

(1) 令和6年11月20日(水)頃に特定する。

(2) 企画提案書を特定したのものには契約予定者として特定通知書を、特定しなかったものには非特定通知書を電子メール及び書面にて送付する。

契約予定者への通知は、契約内容等の詳細についての打合せを実施する旨及び双方の合意を条件として特定業者を決定する旨を付記して通知する。

10 非特定に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 長岡京市役所市民課住民記録担当

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝祭日を除く)

11 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定

したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき

イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

1.2 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 審査内容や審査経過については、公表しない。

(5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。